

## 千葉家庭裁判所委員会議事概要

1 日時 平成28年2月9日(火)午後2時から午後4時まで

2 場所 千葉家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 小川裕二, 金子英孝, 古賀義明, 後藤弘子,  
大門匡, 高梨園子, 比佐和枝, 宮腰直子, 吉開真一郎  
(五十音順, 敬称略)

(オブザーバー)

秋山讓首席家庭裁判所調査官, 石川亨次席家庭裁判所調査官, 芦澤  
政子次席家庭裁判所調査官, 今村彰家事首席書記官, 岡田博子少年  
首席書記官, 継田剛史事務局長, 今田義紀総務課長

4 テーマ

家庭裁判所調査官について

5 議事

(1) 交代委員の紹介

前回の委員会から本委員会までの間に交代があった委員(古賀義明委員, 宮腰直子委員, 屋代智之委員(欠席), 吉開真一郎委員)について, 今田総務課長から紹介された。

(2) 前回の委員会での意見についての経過報告

今田総務課長から, 前回の委員会における意見を受けての活動について報告が行われた。

(3) 意見交換等

ア テーマについて

委員長から, 家庭裁判所調査官が置かれている意味等について説明があった。

イ 家庭裁判所調査官の具体的な役割等について

石川亨次席家庭裁判所調査官及び芦澤政子次席家庭裁判所調査官から、家庭裁判所調査官の具体的な役割等について説明があった。

ウ 協議の要旨（■委員長，●委員，▲オブザーバー）

■ 委員長

これまでのところで御質問等ございませんか。

● 委員

家事事件の心理的調整とは、具体的にはどういうことですか。

▲ オブザーバー

前提として、どういう目的で行うかということは、裁判官の命令を受けて行っています。

例えば、混乱していて自分の主張がころころと変わって定まらない方の場合、どこで何を気にして主張が決まらないか、自分はここここで揺れているということを知っていただいて、離婚の話はしばらく置いておきたいとか、自分の本心を見定めてもらう、こちらから働きかけるというより、その方が持っているものを引き出すということになります。

また、面会交流等で子の福祉を第一に考えた解決ができないような場合、どちらが悪いかと感情的になって、子の視点で考えることができない方もたくさんいるのですが、子の視点から見たらどうか、親としてなすべきことは何かということ面接の中でお話します。また、そこに至るまでの苦しい経緯を聞いたりしながら、こういう点も加味して考えたらどうかと伝える、このようなことが心理的調整になります。

● 委員

期限を区切るものか、あるいは分かるまで行うのでしょうか。

▲ オブザーバー

最近では、心理的調整を長期にわたって行うということはしていません。調停の期日が概ね1か月間隔ですので、1か月か、長くて2か月くらいです。

## ■ 委員長

調停事件の当事者は、なかなか冷静に、合理的に考えることが難しくなっている方も多いところですが。民事事件であれば経済的合理性が基準となる場合が多いですが、家事事件は本人が本当に言いたいこと、子の福祉とは何かということを感じさせる、そういう点を調整するところが重要になってきます。

## ● 委員

いろいろな事例があり、それぞれの対応で成功、失敗、経験値の大小があると思いますが、成果の共有はどのように行っているのでしょうか。事例集を活用されているのでしょうか。

## ▲ オブザーバー

家裁調査官の活動については、生身の人間とのコミュニケーションで培われるものであり、知識として分かったからすぐできるというものでもありません。管理職が、自分と部下で構成する「組」という単位の中で、集団で事例を検討してノウハウを伝えていくほか、千葉家裁、高裁単位、全国レベルで行うそれぞれの研修で経験を積み上げています。

## ■ 委員長

家裁調査官の研修は充実したものとなっており、成果物は、取りまとめられて、裁判所職員総合研修所のレポートとして出されたり、最高裁から事例集として出されたりしています。

## ● 委員

統計的に、家裁調査官がどれくらいの事件に関与しているか。また、どのような場合に関与すべきだということを典型的に考えているのか。家裁調査官関与が役立つのはどのような類型かという点について教えていただければと思います。

家裁調査官の調査は、子の調査のように、主張の背景にあるものを探っていくのが役割かと思っていましたが、本日説明があまりなかった関係機関との調整や、事実の調査よりは葛藤に関する調整が主になっているようですので、どちらにどれだ

け重きを置いているのでしょうか。

また、家裁調査官は、お一人あたりどのくらいの事件を扱っているのでしょうか。

#### ■ 委員長

どちらに重きということではないと思います。本日は、一般的に分かりにくい点の説明から行ったということでしょうか、いかがでしょうか。

#### ▲ オブザーバー

事実の調査を行う中での心理的調整であるので、事実の調査が前提となることです。例えば、どちらの親が子を世話しているか、子がどちらの親にどういう印象を持っているか、というのも事実の調査です。

関与した方がよい類型としては、別表第二事件であれば、面会交流、子の引渡し、子の監護者の指定等、子どもが関係する事件です。離婚調停については、事案によって関与する場合としない場合があります。

家裁調査官1人あたりの件数は、家事事件では月に20件程度関与して、調査を行っています。

#### ▲ オブザーバー

少年事件では、月平均約10件、すなわち新しく10人の担当をする程度です。

#### ■ 委員長

少年事件のうち、いわゆる身柄事件はどれくらいあるのでしょうか。

#### ▲ オブザーバー

身柄事件が月に2、3件で、在宅事件が7、8件程度というところですか。

#### ■ 委員長

身柄事件の場合は、原則4週間という期間内に、少年鑑別所で心身鑑別を行うことになり、少年院送致か保護観察かなどの処分を検討するため、家裁調査官が様々な調査を行うことになります。

#### ● 委員

例えば、千葉の高校生が祖父母を殺害した容疑がもたれている事件などがありま

すが、警察、検察と家裁調査官との役割の違いはどういったところでしょうか。

#### ▲ オブザーバー

警察は事件の事実関係を調査しますが、家裁調査官は、どうしてそのような事件を起こしてしまったのかを、本人の生い立ちから詳しく調査して、少年にとってどのような処遇が適切かを考えることとなります。

なお、少年審判においては、事実認定は裁判官が行います。

#### ■ 委員長

少年が重大な非行事実を否認していると、家裁調査官は調査を行えません。家裁調査官としては、非行事実があったことを前提に、その動機や背景を調査し、その調査結果に基づいて、どのような処遇が適切かを更に調査することとなります。

#### ● 委員

家裁調査官は、家事専門になっていくのか、年ごとに異動されるのか。また、少年事件での腕の見せ所は試験観察であると伺いましたが、家事事件であればどのような点でしょうか。

#### ▲ オブザーバー

それぞれの家裁調査官について、家事・少年のどちらが得意ということがないわけではないですが、通常はどちらの事件も担当できるように育成しています。

家事事件のやりがいについて、これまでの経験から申しますと、児童福祉法28条事件といって、親が虐待しているので子を施設に入所させることの許可を申し立てるという事件において、自己主張ができなくなっている子の生命を守ったという自負を感じたようなケースがあります。また、健全に育ててほしいと思っている親の願いを引き出し、結論として親は離婚になっても、子についての調整ができればやりがいを感じることもあります。

#### ● 委員

私は調停委員ですが、調停能力があるかどうかや、当事者が出席しない場合でも、家裁調査官に当事者の意向を確認してもらうこともありますし、家裁調査官の専門

家としてのノウハウを活用して、当事者に気づいてもらうという点で、力強い仲間と思っています。

エ 受験者の状況等について

秋山譲首席家庭裁判所調査官から、受験者の状況等について説明があった。

オ 協議の要旨（■委員長，●委員，▲オブザーバー）

■ 委員長

御質問等はありませんでしょうか。

● 委員

家裁調査官が現場に出て一人前としてやっていけるようになるには、どれくらいの期間がかかるのでしょうか。

▲ オブザーバー

裁判所に採用された後、研修所と現場において、2年間の研修期間があり、採用後、3年目の4月から一人立ちするわけですが、この職員に事件を任せて安心と思えるには、採用から4、5年かかるといったところです。

● 委員

子どもを育てたことがないような若い人に務まるのかと率直に思ってしまうのですが、そういう不満は聞かれないのでしょうか。

▲ オブザーバー

少年事件ではそれほどでもないですが、確かに、家事事件においては、人生の先輩とも言えるような当事者に対して、怖気づくこともあります。一方で、当事者の方が裁判所の權威性を感じてくれることもあります。当事者から「何が分かるか」と言われることもありますが、歳を重ねて箔が付くように、年齢が解決するところがあります。

■ 委員長

最初の2年間の研修は、以前の司法修習と同じようなものです。裁判官も修習終

了後、すぐに任官しますが、最初から家裁の事件を担当することはありません。少年事件は3年目以降、家事事件は6年目以降に担当することになります。

確かに、社会経験としては少ないですが、職業柄、イレギュラーなケースを一般人よりはたくさん見ることになります。そういう意味で、裁判官になってからオン・ザ・ジョブ・トレーニングをしているという面はあると思います。

### ● 委員

合格者数はどのくらいなのでしょう。必要な数を確保できないということでしょうか。また、合格者は新卒が多いのか、既卒者が多いのか、そのあたりはいかがでしょうか。

### ▲ オブザーバー

年度にもよりますが、採用者数は、年間40人から50人程度です。合格者はその1.5倍は出しているのですが、特に最近は地元志向が強く、千葉県内の合格者の中には、千葉県庁に行くという人もいます。新卒と既卒は半々くらいというイメージです。

### ■ 委員長

質の問題か量の問題かという点はいかがでしょう。

### ▲ オブザーバー

数としては足りているのですが、専門性の高い職種ですので、質が求められることになります。たくさん受けていただければ質も高まり、よりよい人材確保ができると考えています。

### ● 委員

千葉大学でも家裁調査官に関する説明会や授業での講義等が行われていますが、就職先としてどうしても裁判所事務官、検察事務官、県庁に負けてしまいます。私は、家裁調査官はとても魅力的な仕事だと思うんですが、学生が魅力を感じないようで、その理由がよく分かりません。仕事が複雑というイメージがあるのか、少年事件だけならいいけど、若いうちから複雑な家事事件を扱うのに不安があるの

か。こちらから学生に勧めても、仕事が大変そうと思われるようです。また、全国規模での転勤も学生にとってはハードルが高いようです。家裁調査官を全国転勤にしなければならないのでしょうか。

#### ■ 委員長

異動については、全国均一の司法の提供という観点があります。いろいろな場所で仕事をしなければ分からない面もあるかと思います。

#### ● 委員

全国転勤は、特に女性にとってハードルが高いですね。女性にとって優しい職場ということをもっとアピールするのはどうでしょうか。離れて暮らすことで新しい夫婦関係が構築できるとか、家事と育児の両立が可能である等、いろいろなモデルを示せばよいと思います。

実は私は家裁調査官になりたかったんですね。大学3年生の時に、家裁調査官に話を聞いたら、職場内で結婚しないと無理ということを感じたほか、結婚したら仕事を続けるのは無理というメッセージも受け取りました。女性にとって、働きやすい職場であるということ进行全面に出して、家庭や育児との両立をアピールすればよいのではないのでしょうか。今の学生は現実的なので、社会に役立つ仕事というだけでは響きません。ロールモデルとしての女性を求めています。ドラマ等のメディアに出すときも、今度は女性をモデルに制作してみたいかがでしょうか。

#### ▲ オブザーバー

実際の配置を考えると、裁判所職員以外と結婚した場合にも家庭事情に対する配慮は行っているところでは。また、女性職員とお子さんが異動して、残された夫が逆単身赴任という形もあります。ただし、家庭を壊してまで異動させるようなことはありません。

#### ● 委員

例えば、採用のパンフレットにも、志望者に近い若い人ばかりでなく、キャリアを積んだ一定以上の年齢の人を登場させると、学生も、そこまで働き続けることの

イメージが持てるのではないのでしょうか。

## ● 委員

私は弁護士として家事事件に携わりますが、弁護士は法律の専門家であっても、社会学、人間学の専門家ではないので、そのあたりは家裁調査官がうまく調整してくれると感じます。調停委員は当事者にも分かるのですが、当事者にとっては家裁調査官の役割が認識できていないと思います。まずは、紛争当事者に家裁調査官の役割を知らせる活動があってもいいと思います。学生へのアピールとしては、教授や講師とタイアップして、学問をどう実務に落としこんでいるかということを考えてもいいのではないかと思います。実社会でこんなに役立っているということが浸透すれば、とても大きな成果が得られると思います。

## ▲ オブザーバー

確かに、家裁調査官から、自分が何者かといった説明はあまり行われていないのが現状で、信頼関係の中で行われているところはあります。一般市民が理解し、口コミで広がる、そんな方法もあろうかと思われます。

家裁調査官は学会に所属する者も多く、学会を通して大学の先生と知り合いである例は多いです。

## ■ 委員長

今の若い人は、コストパフォーマンスを考える傾向が見受けられるように思います。また、争いの渦中に入ることを敬遠する向きがあるのではないかと感じています。一定の興味を持ってもらえれば、志望者が増加することは、十分にあると思います。

## ● 委員

公務員の中で、家裁調査官だけが応募者が減っているのでしょうか。倍率は高いですね。

## ▲ オブザーバー

裁判所事務官より家裁調査官の方が応募者数の減り方が激しいです。国家公務員

の法務関係の方も一定の競争率が維持されているのですが、家裁調査官だけが大幅に減っています。

#### ●委員

現在の合格者の専門分野の分布はどうなっているのでしょうか。

#### ▲オブザーバー

一番多いのは心理学です。バブル期に民間企業に学生が流れた時期に法学部生も受験できるようにしました。社会学、教育学がマイナーになっていったというところですね。

#### ●委員

スクールカウンセラーのように、社会において、心理学の人たちを要求するポジションが増えてきたという影響もあるかと思われます。他の民間企業でも、犯罪被害者支援だけでなく、心理学に対する需要が社会一般に増えていると思います。以前は心理学をやりたければ少年鑑別所か家裁調査官かというところでしたが、学生の選択肢が増えたことによる影響があるのではないのでしょうか。

#### ▲オブザーバー

臨床心理士という資格があり、心理学の人の行先としては病院臨床が基本です。社会のニーズが増えたという面、そういう職種に流れていっているということは、言えなくはないと思います。

#### カ 人材確保について

秋山譲首席家庭裁判所調査官から、人材確保の千葉家裁の取組について説明があった。

#### キ 協議の要旨（■委員長，●委員，▲オブザーバー）

#### ■委員長

モデルケースの示し方や、調停の当事者にもその役割等を理解してもらうという視点、また、学会とのつながり等の場面や若い人へのアピール等、様々なアイデアをいただきました。今後の取組の参考にさせていただきます。

なお、今回のテーマについては、今後も引き続き御意見をお寄せいただければと思います。本日は、貴重な御意見ありがとうございました。

(4) 次回委員会のテーマの選定

次回（平成28年7月ころ）のテーマとして、「家庭裁判所の情報発信の在り方」に関する事項を取り扱うことについて、全委員の賛同が得られた。